

令和5年度焼津市財政（経営） 健全化審査意見書

令和6年8月

焼津市監査委員

焼 154 - 37 号
令和 6 年 8 月 16 日

焼津市長 中 野 弘 道 様

焼津市監査委員 大 畑 秀 久

焼津市監査委員 増 井 好 典

令和 5 年度焼津市財政（経営）健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定に基づき審査に付された令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

目 次

《財政健全化審査》

第 1	審査の種類	-----	1
第 2	審査の対象等	-----	1
第 3	審査の要領等	-----	1
第 4	審査の結果	-----	1
第 5	審査の意見	-----	3

《経営健全化審査》

第 1	審査の種類	-----	4
第 2	審査の対象等	-----	4
第 3	審査の要領等	-----	4
第 4	審査の結果	-----	4
第 5	審査の意見	-----	5
	参考資料	-----	6

令和 5 年度焼津市財政健全化審査意見

第 1 審査の種類

財政健全化審査（焼津市監査基準に準拠している）

第 2 審査の対象等

令和 5 年度 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

(2) 連結実質赤字比率

(3) 実質公債費比率

(4) 将来負担比率

第 3 審査の要領等

1 実施期間

令和 6 年 7 月 22 日から令和 6 年 8 月 9 日まで

2 実施場所

本庁舎監査委員事務局内

3 実施内容

市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っている。

（単位：％）

区 分	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
1 実 質 赤 字 比 率	—	11.86	20.00
2 連結実質赤字比率	—	16.86	30.00
3 実質公債費比率	6.3	25.0	35.0
4 将 来 負 担 比 率	—	350.0	

1 実質赤字比率

一般会計等（一般会計、し尿処理事業特別会計、土地取得事業特別会計、港湾事業特別会計）を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

計算結果としての比率は△11.68%となり、黒字となるため「－」と記載した。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

2 連結実質赤字比率

すべての公会計（一般会計等・特別会計・公営企業会計）を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

計算結果としての比率は△32.84%となり、黒字となるため「－」と記載した。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

3 実質公債費比率

特別会計、企業会計への繰出金及び一部事務組合への負担金に含まれる公債費を含めて、一般会計等が負担する公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均である。

計算結果としての比率は6.3%となった。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} & \quad (\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \\ & \quad \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}) \\ (\text{3か年平均}) = & \frac{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模}} \end{aligned}$$

4 将来負担比率

すべての公会計における市債残高等、一部事務組合における地方債残高等及び土地開発公社等の負債額に対して、一般会計等が将来負担すべき額の標準財政規模に対する比率である。

計算結果としての比率は△18.3%となり、「－」と記載した。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

第5 審査の意見

健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、いずれも比率なし「－」となった。

実質公債費比率については、早期健全化基準を下回り健全である。

また、将来負担比率については、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、比率なし「－」となった。

しかし、人口減少・少子高齢化社会の到来による社会保障費の増大や子育て支援の充実、インフラ施設の老朽化への対応等で施設の更新が予定されていることから、財政需要の増加が見込まれている。

今後も市全体の財政需要の把握に努め、将来を見据えた財政の健全化に努められたい。

令和 5 年度焼津市公営企業経営健全化審査意見

第 1 審査の種類

公営企業経営健全化審査（焼津市監査基準に準拠している）

第 2 審査の対象等

- 1 令和 5 年度 焼津市水道事業会計資金不足比率
- 2 令和 5 年度 焼津市病院事業会計資金不足比率
- 3 令和 5 年度 焼津市公共下水道事業会計資金不足比率
- 4 令和 5 年度 焼津市温泉事業特別会計資金不足比率

第 3 審査の要領等

1 実施期間

令和 6 年 6 月 28 日から令和 6 年 8 月 9 日まで

2 実施場所

各所属庁舎会議室、本庁舎監査委員事務局内

3 実施内容

市長から提出された公営企業資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施した。

第 4 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、資金不足比率は、経営健全化基準を下回っている。

1 公営企業に係る会計（法適用）

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	
公共下水道事業会計	—	

2 公営企業に係る会計（法非適用）

（単位：％）

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
温 泉 事 業 特 別 会 計	—	20.0

※資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。

計算結果としての比率は、水道事業会計△90.6％、病院事業会計△23.4％、公共下水道事業会計△41.0％、温泉事業特別会計△4.4％であり、いずれも資金不足は生じていないため「—」で記載した。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

第5 審査の意見

水道事業会計、病院事業会計、公共下水道事業会計及び温泉事業特別会計については、いずれも資金不足の発生はなく、公営企業の経営は健全な状態にある。

しかし、今後、水道事業・公共下水道事業では老朽管の更新や耐震化への取り組み、病院事業では新病院の建設が予定されており、多くの財政需要が見込まれている。

公営企業にあっては、引き続き中長期的視点に立ったより効率的な経営に努められたい。

< 参考資料 >

指標計算数値の経年変化

健全化判断比率及び資金不足比率は、単年度ごとに関係法に則り指標が基準内か否かを判断する制度である。

しかし、「健全」な時点から計算数値の経年変化を注視し、今後の財政運営及び公営企業経営に活用することが可能と考え、参考資料として掲載する。

1 健全化判断比率

(単位：％)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実質赤字比率	△ 10.01	△ 8.49	△ 10.02	△ 10.71	△ 11.68
連結実質赤字比率	△ 30.82	△ 28.14	△ 30.47	△ 32.80	△ 32.84
実質公債費比率	6.5	6.5	6.5	6.4	6.3
将来負担比率	7.0	13.2	8.4	△ 4.3	△ 18.3

2 資金不足比率

(単位：％)

	公営企業会計名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
法適用	水道事業会計	△ 108.4	△ 113.5	△ 105.6	△ 95.9	△ 90.6
	病院事業会計	△ 24.4	△ 21.2	△ 22.7	△ 26.4	△ 23.4
	公共下水道事業会計	△ 36.1	△ 55.0	△ 50.3	△ 5.8	△ 41.0
法非適用	温泉水特別事業会計	△ 5.7	△ 0.0	△ 9.6	△ 4.7	△ 4.4

※公共下水道事業会計は、令和元年度より法適用へ移行。

